

株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメントに対する勧告について

令和 6 年 7 月 5 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント（以下「トヨタカスタマイジング&ディベロップメント」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 1 項第 4 号（返品 of 禁止）及び同条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	6010401019839
名称	株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント
本店所在地	横浜市港北区師岡町 800 番地
代表者	代表取締役 西脇 憲三
事業の概要	自動車に架装する外装及び内装用の製品の製造販売
資本金	17 億円

2 違反事実の概要

- (1) トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、資本金の額が 3 億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売する又は製造を請け負う自動車に架装（注 1）する外装及び内装用の製品（以下「製品」という。）の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。

（注 1）自動車の外観変更や機能向上のための外装品や内装品を装着すること。

- (2)ア トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、下請事業者に対し、下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、令和 4 年 7 月から令和 6 年 3 月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該製品を引き取らせていた。

イ 返品した製品の下請代金相当額等（注 2）は、総額 5427 万 3356 円である（下請事業者 65 名）。

（注 2）作業工賃（返品する製品の取付け又は取外しに係る費用）の額を含む。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

(3)ア トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、下請事業者に対して自社が所有する金型等（製品の製造に用いる金型、製品の塗装・メッキ処理等の加工を行う際に用いる治具及び製品のサイズを正確に確認するための計測器具である検具）を貸与していたところ、遅くとも令和4年7月1日以降、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計664個の金型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者49名）。

イ トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、令和4年7月から令和6年3月までの間に、前記664個のうち、合計108個の金型等を廃棄している（下請事業者3名）。

(4) トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、前記(2)の行為について、令和6年6月20日、下請事業者に対し、返品した製品の下請代金相当額等を支払っている。

3 勧告の概要

(1) トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、下請事業者に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。

(2) トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(2)アの行為が下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること

イ 前記2(3)アの行為が下請法第4条第2項第3号の規定に違反するものであること

ウ 今後、前記各号の規定に違反する行為を行わないこと

(3) トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、今後、下請法第4条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

(4) トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ア 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置

イ 前記2(4)の対応を採ったこと

(5) トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。

ア 前記(1)から(4)までに基づいて採った措置

イ 前記2(4)の対応を採ったこと

(6) トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、前記(1)から(5)までに

基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

● 下請取引の内容

自社が販売する又は製造を請け負う自動車に架装する外装及び内装の製品の製造委託



● 違反行為の概要

① 返品（注1）

製品を受領した後、納品時の品質検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、**下請事業者65名に対し、約5427万円（※）の製品を返品した**

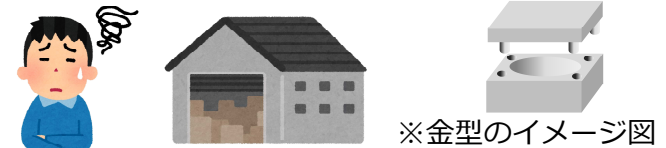
（※）作業工賃（返品する製品の取付け又は取外しに係る費用）の額を含む

トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、下請事業者に対し、返品した金額及び作業工賃の額を支払済み



② 不当な経済上の利益の提供要請（注2）

下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、**当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者49名に対し、合計664個の金型等を無償で保管させていた**



※金型のイメージ図



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者が無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、返品及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）返品

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止。納品時に品質検査を行っていないのに、物品等を受領した後に不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵があっても受領後6か月を超えて返品することは、下請法違反に該当。

（注2）不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止。下請事業者に貸与していた金型等について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法違反に該当。

1 下請法の概要

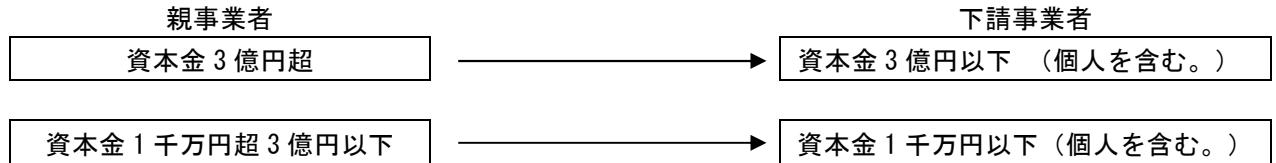
参 考

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

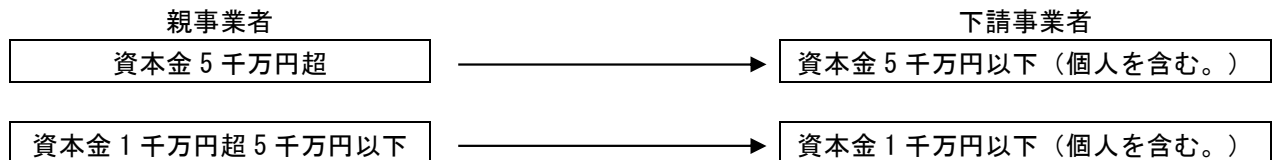
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

- 3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。